

「檜葉町原子力防災対策検討委員会」の設置について

平成 26 年 2 月
檜 葉 町

1. 趣 旨

東京電力福島第一原子力発電所事故に対応するため、国及び東京電力(株)は、中長期ロードマップに基づき原子力発電所の廃止措置等に向けた作業を進めている。

こうした中で、檜葉町では、帰町後の町民生活の安全・防災の確保を図るため、地域防災計画の見直しを行うこととしているが、その際、福島第一・第二原子力発電所の状況を十分に踏まえておく必要がある。

このため、原子力発電所施設の現状、国及び東京電力(株)による廃炉・安定化に向けた対応状況等を把握した上で、町として実施すべき原子力防災対策を検討し、町に提言することを目的とする「檜葉町原子力防災対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- （別紙）檜葉町地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

2. 日程及び議事内容

平成 25 年度内に 3 回開催する。

○第 1 回（平成 26 年 2 月 23 日）

- ・福島第一・第二原子力発電所の状況に関する事業者説明
 - 各施設の現状及び廃炉・安定化に向けた取組状況
 - 想定される原子力災害とその対策に係る計画及び実施状況
- ・町民の屋内退避や避難の前提となる原子力災害（自然災害との複合災害を含む。）の要因の特定

○第 2 回（平成 26 年 3 月 2 日予定）

- ・町民の屋内退避や避難の前提となる原子力災害（自然災害との複合災害を含む。）に対し、町として必要な対策に関する提言案の検討

○第 3 回（平成 26 年 3 月 8 日）

- ・委員会における審議の総括（町への提言）

3. 委員構成

委員会は、審議内容を踏まえ、原子炉施設、リスク管理、水質、放射線防護等の知見を有する有識者をもって構成する。

4. 事務局

委員会の事務局は、檜葉町環境防災課が務める。

(別紙) 檜葉町地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しについて

(1) 原子力防災対策の動向

国の防災基本計画及び県の地域防災計画の修正、及び事故炉・長期停止炉を抱える福島第一・第二原子力発電所の特殊状況、町の実状や教訓を踏まえて、今年度中を目途に、檜葉町における地域防災計画の見直しを行うこととしている。

表 国、県の原子力防災の見直し動向¹

年月日	法令・計画・指針等	概要
平成24年 6月27日	「原子力規制委員会設置法」 公布（「原子力災害対策特別措置法」改正等を含む）	独立性の高い原子力規制委員会を設置するとともに、同委員会に「原子力災害対策指針」の作成を義務付け。
9月6日	「防災基本計画」修正	原子力災害対策編では、複合災害・シビアアクシデントを想定した訓練の実施、住民防護措置の強化を規定。
9月14日	「原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する省令」公布	緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の要件を変更。
10月19日	「原子力災害対策マニュアル」改訂	官邸主導を支える事務局体制を強化し、オフサイト対策の対応体制と業務を明確化。
10月31日	「原子力災害対策指針」決定	避難準備等の事前対策を講じておく区域を30km圏内に拡大し、緊急時の意思決定のための基準を導入。
平成25年 2月27日	「原子力災害対策指針」改正	緊急時における判断及び防護措置実施基準を具体化し、被ばく医療体制、安定ヨウ素剤の予防服用体制を明確化。
6月5日	「原子力災害対策指針」改正	緊急時モニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配布や服用に係る事項を具体化。
6月21日	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」公布（「原子力災害対策特別措置法」改正を含む）	市町村長に避難行動要支援者の名簿や被災者台帳の作成を義務付け。
9月2日	「原子力災害対策マニュアル」一部改訂	原子力災害対策指針を踏まえて、緊急時モニタリングの実施体制や安定ヨウ素剤の服用指示の体制を整備。
9月5日	「原子力災害対策指針」改正	緊急事態区分（警戒事態、施設緊急事態、全面緊急事態）を判断する基準を変更。
9月12日	「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令」改正	
12月6日 ～平成26年 1月6日	福島県地域防災計画原子力災害対策編修正のパブリックコメント	
平成26年 2月？	「原子力災害対策マニュアル」一部改訂	緊急事態の区分を変更（情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）。

¹ 山口 聰「原子力防災の課題と取組み—住民避難の実効性の確保に向けて—」調査と情報 No.803(2013.10.15.)に加筆

(2) 檜葉町地域防災計画（原子力災害対策編）修正案の項目

第1章 総則

1. 1節 計画の目的

1. 2節 計画の性格

第1 計画の位置づけ

第2 計画の修正

第3 計画の周知徹底

1. 3節 計画の基礎となる災害の想定

第1 計画の対象とする原子力発電所

第2 福島第一、第二原子力発電所の現状

1 福島第一原子力発電所

2 福島第二原子力発電所

1. 4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1. 5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

第2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

1. 6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1. 7節 広域的な活動体制

第2章 原子力災害事前対策

2. 1節 基本方針

第1 原子力事業者の責務

第2 原子力事業者との防災業務計画に関する協議

2. 2節 報告の徴収・立入検査

第1 報告の徴収

第2 立入検査の実施

2. 3節 原子力防災専門官及び地方放射線モニタリング対策官との連携

第1 原子力防災専門官との連携

第2 地方放射線モニタリング対策官との連携

2. 4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 民間事業者の能力活用

第2 燃料、資機材の確保対策

第3 公共用地、国有財産の活用

2. 5節 情報の収集・連絡体制等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 通報連絡者名簿等の整備

2 機動的な情報収集体制

3 情報の収集・連絡を担当する要員の指定

- 4 非常通信協議会との連携
- 5 移動通信系の活用体制
- 6 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

第2. 情報の分析整理

- 1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制
- 2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進
- 3 防災対策上必要とされる資料

第3 通信手段・経路の多様化等

- 1 町防災行政無線の整備
- 2 専用回線網の整備
- 3 機動性のある緊急通信手段の確保
- 4 災害時優先電話等の活用
- 5 非常用電源等の確保
- 6 保守点検の実施

2. 6節 緊急事態応急体制の整備

- 第1 原子力災害対策本部体制等の整備
 - 1 情報収集態勢
 - 2 警戒態勢
 - 3 原子力災害対策本部（緊急事態体制、非常事態体制）
- 第2 対策拠点施設における体制
 - 1 対策拠点施設における立ち上げ準備体制
 - 2 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制
 - 3 原子力災害合同対策協議会の設置
 - 4 機能班への職員配置
- 第3 長期化に備えた動員体制の整備
- 第4 広域的な応援協力体制の拡充・強化
- 第5 緊急事態応急対策拠点施設等の整備
 - 1 設備・資機材等の整備、維持管理
 - 2 対策拠点施設の活用
- 第6 環境放射線モニタリング体制の整備
 - 1 緊急時モニタリング要員の派遣準備
 - 2 環境放射線モニタリング設備、機器等の活用
 - 3 気象状況把握のための施設の整備
 - 4 情報伝達のネットワークの活用
- 第7 複合災害に備えた体制の整備

2. 7節 避難収容活動体制の整備

- 第1 避難計画の作成
 - 1 避難計画に関する考え方
 - 2 広域的な避難のための計画の作成

- 3 避難計画で定める項目
- 第2 避難所等の整備
 - 1 避難所等の整備
 - 2 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備
 - 3 コンクリート屋内退避施設の整備
 - 4 広域一時滞在に係る応援協定の締結
 - 5 被災者支援の仕組みの整備
 - 6 避難所における設備等の整備
 - 7 物資の備蓄に係る整備
- 第3 避難行動要支援者に関する措置
 - 1 高齢者、障がい者等
 - 2 外国人
 - 3 妊産婦、乳幼児
 - 4 一時滞在者
 - 5 他市町村からの避難者
- 第4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備
 - 1 要配慮者避難支援計画等の整備
 - 2 病院等における避難計画
 - 3 社会福祉施設等における避難計画
- 第5 学校等施設における避難計画の整備
- 第6 その他の防災上重要な施設の避難計画
- 第7 住民等の避難状況の確認体制の整備
- 第8 避難所等・避難方法等の周知

2. 8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

- 第1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備
- 第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

2. 9節 緊急輸送活動体制の整備

- 第1 緊急輸送路の確保体制等の整備
- 第2 専門家の移送体制の整備

2. 10節 消防活動および緊急時医療体制等の整備

- 第1 救助・救急活動用資機材の整備
- 第2 消火活動用資機材等の整備
- 第3 緊急被ばく医療活動体制等
- 第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
 - 1 事前配布体制の整備
 - 2 緊急時における配布体制の整備
 - 3 共通事項
- 第5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備
- 第6 物資の調達、供給活動

2. 10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 第1 広報実施マニュアル等の作成
- 第2 体制および設備等の整備
- 第3 町民相談窓口の整備
- 第4 要配慮者等への広報体制の整備
- 第5 多様な広報媒体の活用
- 第6 他自治体への避難者への広報

2. 11節 業務継続計画の策定

2. 12節 原子力防災等に関する知識の普及と啓発

- 第1 住民に対する知識の普及と啓発
- 第2 防災教育の充実
- 第3 要配慮者への配慮
- 第4 避難所以外に避難した市民等への周知
- 第5 各種資料のアーカイブ、公開
- 第6 教訓情報の発信

2. 13節 防災業務関係者的人材育成

2. 14節 計画に基づく行動マニュアル等の整備

2. 15節 原子力防災に関する訓練

- 第1 訓練の実施
- 第2 実践的な訓練の実施と事後評価

2. 16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

2. 17節 災害復旧への備え

第3章 緊急事態応急対策

3. 1節 基本方針

3. 2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 第1 情報収集事態が発生した場合
- 第2 警戒事態が発生した場合
- 第3 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合
 - 1 通報連絡系統
 - 2 発電所からの報告
 - 3 原子力規制委員会からの連絡
 - 4 原子力防災専門官からの連絡
 - 5 県からの連絡
 - 6 町の連絡
 - 7 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡
- 第4 全面緊急事態における連絡等
 - 1 発電所からの報告
 - 2 国からの連絡

- 3 県からの連絡
 - 4 町の連絡
 - 5 双葉地方広域市町村圏組合消防本部の通報連絡
- 第5 一般電話回線が使用できない場合の対処
- 第6 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

3. 3節 活動体制の確立

- 第1 原子力災害対策のための警戒態勢
- 第2 原子力災害対策本部の設置
- 第3 緊急事態応急対策拠点施設における活動
 - 1 現地事故対策連絡会議への職員派遣等
 - 2 原子力災害合同対策協議会への出席
 - 3 対策拠点施設に設置される機能班における活動
- 第4 専門家の派遣要請
- 第5 応援要請及び職員の派遣要請等
 - 1 応援要請
 - 2 職員の派遣要請等
- 第6 自衛隊の派遣要請等
- 第7 原子力被災者生活支援チームとの連携
- 第8 防災業務関係者の安全確保
 - 1 防災業務関係者の安全確保方針
 - 2 防護対策
 - 3 防災業務関係者の放射線防護
 - 4 安全対策

3. 4節 屋内退避、避難及び受入れ等の防護活動

- 第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施
 - 1 速やかな住民避難のための準備
 - 2 屋内退避及び避難の決定、実施
- 第2 屋内退避又は避難の方法
 - 1 屋内退避
 - 2 避難
- 第3 避難所
 - 1 避難所の開設及び周知
 - 2 避難者の情報把握
 - 3 良好な生活環境づくり
 - 4 衛生状態の保持
 - 5 心のケア対策
 - 6 女性及び子育て家庭への配慮
 - 7 避難所の早期解消

- 8 応急仮設住宅
- 第4 広域一時滞在
- 第5 安定ヨウ素剤の予防服用
- 第6 避難行動要支援者への配慮
- 第7 要配慮者への配慮
- 第8 学校等施設における避難措置
- 第9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

第10 発電所従業員等の避難

第11 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

第12 飲食物、生活必需品等の供給

3. 5節 治安の確保及び火災の予防

3. 6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

3. 7節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送の範囲等

2 緊急輸送体制の確立

第2 緊急輸送のための交通確保

3. 8節 救助・救急、消火及び医療活動

第1 救助・救急及び消火活動

第2 医療措置

3. 9節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 住民等への情報伝達活動

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

3. 10節 自発的支援の受入れ等

第1 ボランティアの受入れ

第2 国民等からの支援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

2 義援金の受入れ

3. 11節 行政機関の業務継続に係る措置

第4章 原子力災害中長期対策

4. 1節 基本方針

4. 2節 放射性物質による環境汚染への対処

4. 3節 緊急事態解除宣言後の対応

第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第2 各種制限措置の解除

4. 4節 心身の健康相談体制の整備

4. 5節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成

第1 損害調査の実施

第2 災害地域住民の登録

第3 災害対策措置状況の記録

4. 6節 被災者等の生活再建等の支援

4. 7節 風評被害等の影響の軽減

4. 8節 被災中小企業等に対する支援